

地域見守りカメラの設置および管理運用に関する ガイドライン



滋賀県警察

I はじめに

1 ガイドラインを策定する目的

防犯カメラの設置は、犯罪発生時に犯人の早期検挙につながるとともに、自主防犯団体による見守り活動を補完でき、他の防犯活動の取組に目が向けられるなど、自主防犯活動の活性化にもつながる相乗効果が期待できます。

2 防犯カメラとは？

このガイドラインで定める防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として不特定または多数の人物が出入りする場所に固定して設置された画像撮影装置（副次的に犯罪の予防を目的とするものを含む。）で、画像記録の機能を有するものをいいます。

3 防犯カメラと個人のプライバシー

人には、自分の容姿を無断で撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条（肖像権）の趣旨も踏まえた慎重な取扱いが必要です。

II 防犯カメラの設置および運用にあたっての留意事項

1 設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置および運用にあたっては、犯罪の抑止効果を高めるとともに、不必要な画像の撮影を防ぐため、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影範囲を必要最小限度にする必要があります。

カメラの角度を調整するなどして、住宅内部などの私的空間が映らないようにしましょう。

2 カメラ設置の表示

防犯カメラの設置にあたっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯行を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域または撮影区域の出入口付近に「防犯カメラ作動中」および「設置団体名」を表示したプレートを設置することが必要です。



3 管理責任者の指定

防犯カメラの管理・運用にあたっては、管理責任者を定め、適正に実施する必要があります。

4 画像データの保存・取扱い

防犯カメラの画像については、外部に漏れることのないよう一定の基準を定めて適正に管理する必要があります。

(1) 取扱担当者の指定

防犯カメラ・モニターおよび録画装置等を設置する場合は、機器の操作や画像データの確認などを行う者を限定することが妥当です。取扱いを行う担当者を指定し、指定された担当者以外の者が取り扱うことのないよう厳重な管理が必要です。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損または流出等の防止およびその他の安全管理を徹底するために、保存期間は2週間程度としましょう。

(3) データの厳重な保管

録画装置、画像データの記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）やパソコンについては、管理責任者や取扱担当者以外の視聴や盗難を防止するため、施錠のできる事務室内や設備の中で厳重に保管し、外部への持ち出しができないよう十分に注意しましょう。

また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、IDやパスワードを使用し、画像データに流出等に注意しましょう。

(4) データの消去

保存期間が終了したり、保存の必要がなくなった画像データは、破碎や裁断等の処理を行うなどして、速やかに消去しましょう。

5 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者等は、カメラ撮影によって人の容姿等の個人情報を大量に収集・管理することになります。したがって、管理責任者等は、画像データそのものはもちろんのこと、画像から知り得た情報を人に漏らしてはいけません。

6 画像データの提供

防犯カメラの画像データについては、プライバシーが侵害されることのないよう、次の場合を例外として、設置目的以外の目的に利用したり、第三者に提供してはいけません。

① 法令に基づく場合

② 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

③ 本人の同意がある場合または本人に提供する場合

また、画像データの提供にあたっては、提供日時や提供先、提供した画像の内容、提供目的、理由などを記録するなどの基準を定め、適正に運用しましょう。

Ⅲ 運用基準の制定が必要です

○ 運用基準の制定

滋賀県では、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号）に基づき、防犯カメラの適正な運用管理を目的として、平成16年12月に「防犯カメラの運用に関する指針」を定めています。

防犯カメラの設置者は、この指針に基づいて、管理責任者や取扱責任者等によって、このガイドラインの内容を踏まえた適切な運用が可能となるよう、防犯カメラの運用に関する基準を定め、その内容を周知・徹底することが必要です。（次頁以降参照）

防犯カメラの運用に関する指針

1 目的

この指針は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号）に基づき犯罪防止に留意した施設の普及などによる安全なまちづくりを推進するに当たり、防犯カメラを設置する場合において、その撮影または記録された画像を適正に管理するために必要な方策を定め、もって県民等のプライバシーを保護することを目的とする。

2 定義

この指針における用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として不特定または多数の者が出入りする場所に固定して設置された画像撮影装置（副次的に犯罪の予防を目的とするものを含む。）で、画像表示または画像記録の機能を有するものをいう。

3 適用理念等

- (1) この指針は、防犯カメラを設置し、または管理する者（以下「設置者等」という。）が実施に努めるべき方策等を示すものとする。
- (2) この指針は、犯罪の予防への防犯カメラの有効性と県民等の容ぼう、姿態をみだりに撮影されない自由の保護との調和を旨に運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

4 設置者等の責務

設置者等は、県民等のプライバシーを保護するため、防犯カメラを設置する施設の特徴、設置目的等に応じて運用基準を定めるなど、その適正な管理に努めるものとする。

5 運用責任者の指定

設置者等は、防犯カメラを運用するに当たっては、その適切な管理および利用を図るため、運用責任者を指定するものとする。

6 設置の表示

設置者等は、防犯カメラを設置するに当たっては、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを明示する措置を講ずるものとする。

7 画像の利用および提供の制限

画像は、次に掲げる場合を除き、利用目的以外に利用し、または他に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 個人の生命、身体または財産を守るため緊急かつやむを得ないと認める場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

8 画像の保存

画像の保存期間は、次に掲げる場合を除き2週間程度とする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

9 画像の消去

画像は、8に定める保存期間または8の(1)もしくは(2)に定める事由が終了した後、速やかに消去するものとする。

付則

この指針は、平成16年12月14日から施行する。

〇〇自主防犯協議会の防犯カメラの設置および運用基準（例）

（目的）

第1条 〇〇〇〇まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、自主的な防犯活動の一環として、公共の場所における住民の生命、身体および財産を守り、安全を保持するため、防犯カメラを設置する。

（目的外使用の禁止）

第2条 協議会は、防犯カメラの運用に当たり、その設置目的から逸脱する運用をしてはならない。

（設置および操作）

第3条 防犯カメラの設置場所は次のとおりとする。

番号	設置場所
1号機	
2号機	

- 2（画像記録装置がある場合）画像記録装置は、〇〇〇〇〇に設置する。
- 3（画像記録装置（モニター装置）がある場合）画像記録装置（モニター装置）は、〇〇〇に置く。
- 4 防犯カメラは、公共の空間を広範囲にわたり映すようにし、特定の物や個人の行動を映すことがないようにする。ただし、次の場合においては、防犯カメラを操作し、特定の人もしくは物をズームアップすることができる。
 - （1）犯罪が発生したとき。
 - （2）犯罪が発生する恐れがあると認められるとき。
 - （3）地域における安全の保持その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められるとき。
- 5 協議会は、防犯カメラを設置している旨の表示を、設置場所付近の適宜な場所に明示する。

（プライバシーの保護）

- 第5条 協議会は、防犯カメラの運用について、運用責任者を選任しなければならない。
- 2 運用責任者の任期は〇年とし、再任を妨げないものとする。なお、解任または辞任により後任者選任されたときは、前任者の残任期間とする。
 - 3 運用責任者は、プライバシーの保護を図り、個人情報の保管等について適正な管理を行うものとする。
 - 4 運用責任者は、その任務を第三者に委任してはならない。

（運用）

- 第6条 協議会および運用責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 画像表示装置（モニター装置）において不必要な監視を行わないこと。
- （1）画像記録装置の設置場所の管理を適正に行い、記録された情報の漏えいがないよう画像データを厳重に保管すること。
 - （2）第三者による不正使用を防止するためモニターの設置場所の管理を特に厳重にすること。
 - （3）記録された情報は原則として2週間保存し、保存期間を経過した後に完全に消去すること。ただし、法令等に基づく場合および犯罪捜査の必要により警察署その他官公署から保存の要請があった場合はこの限りでない。

（モニターの閲覧等）

第7条 協議会の許可なく、モニターまたは記録された情報の閲覧および情報の持ち出し（以下「モニターの閲覧等」という。）はできない。

(モニターの閲覧等の許可)

第8条 協議会は、次に掲げるときはモニターの閲覧等を許可することができる。

- (1) 法令の定めがあるとき。
 - (2) 犯罪が発生したとき。
 - (3) 犯罪が発生する恐れがあると認められるとき。
 - (4) 地域における安全の保持、その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 上記理由により警察署その他官公署からの要求があったとき。
- 2 モニターの閲覧等を許可する場合は、協議会の役員会の協議を経なければならない。ただし、緊急を要する場合には、協議会の会長または運用責任者の承認を得れば許可することができる。この場合、許可した直後の役員会において承認を受けなければならない。
- 3 協議会のモニターの閲覧等を許可した場合は、運用責任者は、許可を受けた者の氏名、連絡先、閲覧日時、場所、理由、閲覧をする情報の範囲、条件等を記録しなければならない。また、記録簿は1年間保管するものとする。
- 4 運用責任者およびモニターの閲覧等を許可された者は、これにより知り得た事項をみだりに他人に知らせまたは不当な目的に使用してはならない。なお、運用責任者については、その職を退いた後も同様とする。

(要領の改廃)

第9条 この要領の改廃は、協議会の議決を減るものとする。

付 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

モニターの閲覧等記録簿 (例)

閲覧日時		令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分
閲覧場所		
閲覧者	所属機関	
	職・氏名	
	連絡先	
閲覧等	目的	
	情報範囲	
	条 件	
その他 特記事項		